

岡崎市動物総合センター(保健所)

実習等の受入れについて

■ 受入れについて■

- ・市内在住で、動物に関わる学業を専攻している学生
- ・将来保健所の動物に関わる仕事を希望している学生
- ・公的機関に就業している者(研修の一環)
- ・受入れは6月～12月
- ・実習は7日を上限とする。
- ・午前8時30分から午後5時15分まで(途中1時間の休憩)

■ 受入れの申込み■

- ・予め電話等により、希望の日程が受け入れ可であることを確認の上、予約を行う。
- ・学校又は所属先からの依頼文(岡崎市動物総合センター所長宛)、履歴書(依頼文中で氏名、住所、連絡先、学部、学年等が明記されていれば省略可。)、申込書(兼誓約書)を合わせて実習開始日の1か月前までに申し込む。なお、学生の場合は、保護者との連名で申し込むこと。
- *依頼文に実習中に発生した事故等に対する対処方法、責任の所在及び実習期間中に対応できる保険に加入する旨を明記する。

■ 実習参加費及び賃金等■

- ・実習の受入れに際しての参加費不要
- ・実習生に対し賃金、手当、交通費等その他一切の金品支給なし

■ 実習する者等の義務■

- ・実習上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。(実習終了後も同様)
- *この守秘義務の厳守について、実習生の在学する学校等は、その監督責任を負うものとする。
- ・職員の指示に従い、市民への対応、勤務態度に細心の注意を払い、実習に専念すること。

■ その他■

- ・実習最終日から1ヶ月以内に実習に関する感想や意見等をまとめたレポート(A4 1枚程度)を提出すること。
- ・実習にかかる災害及び実習先との往復途上での災害に対しては、実習生が加入する保険等で対応し、学校等は誠意をもって解決にあたること。
- ・実習生が市又は第三者に損害を与えた場合は、実習生が加入する保険等で対応し、学校等は誠意をもって解決にあたること。
- ・勤務態度等注意指導したにもかかわらず改善が見られない場合は、実習を打ち切ることとする。
- ・以上の事項に定めのない疑義が発生した場合は、その都度協議を行ない決定することとする。